

5. 日常生活の援助

■補装具費の支給（交付・修理・借受け）

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 身体機能を補完し、または代替する装具や車いす等の購入費、修理費等の支給を行います。
事前申請が必要となり、すでに購入したものや修理したものは支給の対象外です。

▼対 象……身体障害者手帳の所持者、難病患者

▼支給種目

対象障がい	種 目
視覚障がい	義眼、眼鏡、盲人安全つえ
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置
児童のみ	車載用姿勢保持装置、頭部保持具、起立保持具、排便補助具
難病患者等	車いす、電動車いす、歩行支援用具、意思伝達装置、整形靴

※それぞれ支給基準がありますので、詳細については健康福祉課までお問合せください。

▼費用負担……1割負担（本人の課税状況に応じて負担上限月額を設定）

▼必要書類……身体障害者手帳（難病患者等は特定疾患医療受給者証、特定疾患医療登録者証、診断書などの疾患名が確認できる資料）、見積書、医師の意見書（意見書による判定が必要な補装具のみ）、印鑑、健康保険証利用登録したマイナンバーカードまたは資格確認書（判定が必要な補装具のみ）、カタログ（添付が必要な補装具のみ）、転入前の市町村民税課税・非課税証明書（前年1月1日または同年1月1日に紫波町に住民登録していない方）

▼支給判定……補装具の支給にあたり判定を要するものは下記のとおりです。

判定の取扱い	区 分	種 目
岩手県福祉総合相談センターでの判定が必要なもの（来所判定）	新規交付	義肢（骨格構造）、電動車いす
	再 交 付	義肢（骨格構造）、電動車いす
岩手県福祉総合相談センターでの判定（来所判定）又は医師の意見書による判定（書面判定）が必要なもの	新規交付	義肢（殻構造）、装具、座位保持装置
	再 交 付	義肢（殻構造）、装具、座位保持装置
医師の意見書による判定が必要なもの（書面判定）	新規交付	補聴器、車いす、重度障害者用意思伝達装置
	修 理	義肢（骨格構造）

※岩手県福祉総合センターでの判定（来所判定）には予約が必要です。予約を希望する場合は、健康福祉課までご連絡ください。

※医師の意見書による判定（書面判定）が必要な補装具の場合、申請をしてから判定が出るまでに1ヵ月程度の期間を要します。

※その他補装具（歩行器、眼鏡、義眼）でも、支給にあたり医師の意見書が必要な場合があります。

※支給判定や医師の意見書については省略できる場合がありますので、事前に担当までお問合せください。

■日常生活用具の給付

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 障がい者（児）や難病患者等の在宅生活の利便を図るため、日常生活用具の給付を行います。
事前申請が必要となり、すでに購入したものは対象外です。

▼対 象……身体障害者手帳の所持者、療育手帳Aの所持者、精神障害者保健福祉手帳の所持者又は自立支援医療（精神通院）の受給者、難病患者

▼給付種目

対象障がい	種 目
視覚障がい	火災警報機、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、体温計（音声式）、体重計、血圧計（音声式）、タッチメモ、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、拡大読書器、盲人用時計、ワードプロセッサ、点字図書
聴覚障がい	火災警報機、自動消火器、屋内信号装置（お知らせランプ等）、振動腕時計、通信装置（FAX）、情報受信装置、福祉電話（貸与）、ファックス（貸与）
平衡機能障がい	頭部保護帽、つえ、移動・移乗支援用具、火災警報機、自動消火器
音声・言語障がい	携帯用会話補助装置、人工咽頭、ファックス（貸与）
肢体不自由	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報機、自動消火器、携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、紙おむつ等（紙おむつ・洗腸用具・サラン・ガーゼ）、収尿器、居宅生活動作補助用具（住宅改修）
内部障がい	火災警報機、自動消火器、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、ストマ装具（消化器系・尿路系）、紙おむつ等（紙おむつ・洗腸用具・サラン・ガーゼ）
知的障がい	特殊マット、頭部保護帽、特殊便器、火災警報機、自動消火器、電磁調理器
精神障がい	頭部保護帽（てんかん等の発作により転倒の恐れがある方）
児童のみ	訓練いす（肢体不自由）、訓練用ベッド（肢体不自由）
難病患者	特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、特殊便器、自動消火器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、居宅生活動作補助用具（住宅改修）

※それぞれ支給基準がありますので、詳細については健康福祉課までお問合せください。
（支給基準等については62～66ページにも掲載しています。）

▼費用負担……1割負担（本人の課税状況に応じて負担上限月額を設定）

▼必要書類……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又は自立支援医療（精神通院）受給者証、特定疾患医療費助成受給者証、見積書、印鑑、転入前の市町村民税課税・非課税証明書（前年1月1日または同年1月1日に紫波町に住民登録していない方）

■福祉タクシー事業（タクシー助成券）

※紫波町行政サービス制限対象事業

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 重度障がい者の社会参加を促進するため、家にこもりがちな対象者の外出するきっかけとなるよう、紫波町、矢巾町、盛岡市のタクシー業者を利用する場合に基本料金を助成します。

▼対 象……紫波町内に住所があり、次の①～③のいずれかに該当する方が対象です。
なお、自動車税もしくは軽自動車税の減免を受けた方は対象外となります。

- ① 身体障害者手帳 1級・2級
- ② 療育手帳 A・B
- ③ 精神障害者保健福祉手帳 1級・2級

▼助成内容……1枚あたり700円の利用券（助成券）を年間最大24枚交付します。

※利用券の交付は1ヶ月につき2枚となり、申請月から年度末までの分を一括交付

▼利用方法……手帳と一緒に利用券（助成券）をタクシー乗務員に提出してください。

なお、利用枚数に上限はありません（一度の乗車につき、何枚でも使用することができます）。

▼必要書類……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑

▼そ の 他……令和2年4月より運行開始している「しわまる号（紫波町デマンド型乗合バス）」でもご利用いただけます。

■おでかけ支援サービス（車両移送サービス・道路運送法の福祉有償運送）

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

【利用申込】紫波町社会福祉協議会（紫波町総合福祉センター）

☎672-3258

- 肢体障がいのために常時車いすで生活する方などが外出したいとき、リフト付福祉車両により目的地までの送迎を行います。

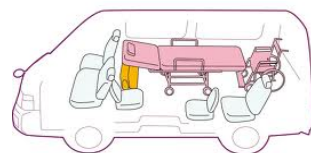
▼対 象……紫波町内に住所があり、次の①～③のすべてに該当する方が対象です。

- ① 身体障害者手帳1級の交付を受けている方で、両上肢及び両下肢の機能障がい
を有する方（またはそれに準ずる方）
- ② 介護保険の対象外で、日常生活で車いすを利用している方
- ③ 家族等による送迎が困難、またはやむを得ない事情があって送迎を希望する方

▼登 録……サービスの利用を希望される方は、事前に健康福祉課へ申請してください。
健康福祉課で審査後、登録者情報を紫波町社会福祉協議会へ提供します。

▼利用方法……病院や施設の入退院（所）、通院や福祉活動等で利用したいときは、利用日の
3日前までに社会福祉協議会に申し込んでください。

▼利 用 料……紫波町内 片道 500円（往復1,000円）
矢巾町・花巻市（石鳥谷町） 片道 800円（往復1,600円）
盛岡（旧都南地区） 片道1,000円（往復2,000円）
盛岡市・花巻市 片道1,100円（往復2,200円）



▼そ の 他……土曜日、日曜日、祝日、年末年始はサービスをお休みします。

■自動車運転免許取得費の助成

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●身体障がい者及び知的障がい者が就労等のため、自動車運転免許の取得に要する経費の一部を助成します。

▼対象……紫波町内に住所があり、次の①～③のすべてに該当する方が対象です。

- ① 身体障害者手帳（4級以上）または療育手帳を所持している
- ② 普通自動車運転免許試験の受験資格があり、初めて第一種運転免許を取得しようとしている
- ③ 免許取得により、自立した在宅生活または就労等社会参加の促進が見込まれる

▼助成額……免許取得に要した教習所費用の2/3以内とし、10万円が上限となります

▼必要書類……身体障害者手帳、療育手帳、教習にかかる費用のわかるもの（見積書等）、運転適正検査結果通知書（自動車免許センターから発行されている場合）、印鑑

▼注意事項……① 申請は、必ず入校手続き前に行ってください。審査には1週間程度かかりますので、時間的余裕を持ってご相談くださるようお願いいたします。
② 助成は、障がい者1人につき1回限りです。
③ 身体障がい者の方は教習所に入校する前に、運転免許センター等において運転適性検査が必要な場合がありますので、事前に相談してください。

■自動車改造費の助成

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●すでに自動車運転免許を取得している身体障がい者、または同居する家族が運転するうえで必要と認められる改造等に要する経費の一部を助成します。

▼対象……紫波町内に住所があり、次の要件のそれぞれすべてに該当する方が対象です。

（1）自操車両（自分で運転する車）の購入または改造の場合

- ① 身体障害者手帳を所持している
- ② すでに自動車運転免許を有し、上肢機能、下肢機能または体幹機能に4級以上の障がいがある
- ③ 自ら使用する自動車で、障がいに合わせた改造である

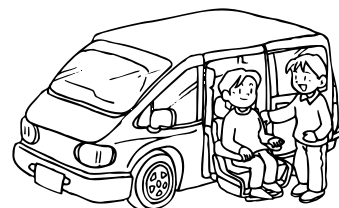
（2）介護車両（家族が運転する車）の購入または改造の場合

- ① 上肢・下肢または体幹機能の障がいがあり、身体障害者手帳が1・2級である障がい者のために使用する車両である
- ② 身体障がい者と同居する家族が使用する車両である（車検証で確認）

▼助成額……改造に要する経費（購入する場合は、購入自動車と標準仕様自動車との差額）の2/3以内とし、10万円が上限額となります

▼必要書類……身体障害者手帳、運転免許証、印鑑、改造を行う業者の見積書及びパンフレット（写し）、所有している車両を改造する場合は車検証

▼注意事項……① 申請は、必ず車両を購入または改造する前に行ってください。審査には1週間程度かかりますので、時間的余裕を持ってご相談くださるようお願いいたします。
② 助成は、1車両につき1回限りです。



■ひとにやさしい駐車場利用証制度

【手続き】盛岡広域振興局福祉課

☎629-6567

【問合せ】紫波町 健康福祉課 福祉係

☎672-2111

●公共施設や商業施設などにある車いす用の駐車場の適正利用を図るため、岩手県が「ひとにやさしい駐車場利用証」を発行しています。

▼対 象……下表に該当される方

区分（証明書類）	障がい等の状況
身体障がい者（身体障害者手帳）	視覚障がい（4級以上）
	聴覚障がい（3級以上）
	平衡機能障がい（5級以上）
	上肢不自由（2級以上）
	下肢不自由（6級以上）
	体幹不自由（5級以上）
	非進行性脳病変
	上肢不自由（2級以上） 移動機能障がい（6級以上）
	内部機能障がい（4級以上）
精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳）	障がい区分 1級
知的障がい者（療育手帳）	障がい等級 A
難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証）	
高齢者（介護保険被保険者証）	要介護1～5（要支援の方は対象外）
妊産婦（母子健康手帳）	妊娠中又は出産日から1年以内
けが人その他（医師診断書、身分証明書）	車いす、杖、その他 ※診断書は6か月以内に発行を受けたもの

▼必要書類……利用証申請書、証明書類（上記に記載のあるもの）の写し

※利用証申請書は紫波町役場健康福祉課にあります

- ▼手続方法……① 必要書類を揃え、盛岡広域振興局福祉課へ持参するか、郵送又はFAXにより申込みをしてください。
- ② 盛岡広域振興局福祉課で審査後、1～2週間程度で盛岡広域振興局からご自宅に「駐車場利用証」が郵送で届きます。

▼利用証サンプル



■自動車運転免許の取得などの相談

【問合せ】 自動車運転免許試験場 ☎683-1251（盛岡市下田字仲平183）
盛岡運転免許センター ☎606-1251（盛岡市盛岡駅西通1-7-1 アイーナ1階）

●心身の病気や障がいにより自動車等の運転に支障がある方は、症状等によっては、運転免許が取得できなかったり、取り消されたりする場合があります。

警察では、病気にかかっていること等により自動車等の運転に不安がある方のための窓口を設け、相談に応じています（運転に支障がないと認められた場合は運転免許の取得が可能です）。

▼対 象……下記①～⑧のいずれかに該当される方が対象です。

- | | | |
|--------------------|-----------------|---------|
| ① 肢体不自由 | ② 認知症 | ③ 統合失調症 |
| ④ てんかん | ⑤ 再発性の失神 | ⑥ そううつ病 |
| ⑦ 重度の眠気症状を呈する睡眠障がい | ⑧ その他運転に支障のあるもの | |

▼免許取得……それぞれ下記の要件を満たすことで、運転免許の取得が可能です。

（1）身体が不自由な方

自動車の操作装置の改造や補装具の装着など一定の条件を満たすことにより安全な運転に支障がないと認められた場合は運転免許の取得が可能です。

（2）統合失調症、てんかん等の病気にかかっている方

自動車の安全な運転に支障があるかどうかを個別に判断し、支障がないと認められた場合は運転免許の取得が可能です。

▼相談方法……運転免許・受験資格・適正試験等について詳しくは、上記相談窓口にお問合せください。

■スパイクタイヤ使用禁止の対象除外

【問合せ】 岩手県環境保全課 環境調整担当 ☎629-5356

●次の方が運転する自動車は、スパイクタイヤを使用できます。

▼対 象……身体障害者手帳の所持者で、①、②のいずれかに該当する方が対象です。

- | |
|--|
| ① 肢体不自由（上肢・下肢・体幹） |
| ② 内部機能障がい（心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・免疫・肝臓） |

▼条 件……運転中は、必ず身体障害者手帳を携帯してください。

■駐車禁止の対象除外

【問合せ】 紫波警察署 ☎671-0110（紫波町桜町字大坪51番地2）

●次の方は、駐車禁止除外の対象になります（車ではなく、個人が対象になります）。

▼対 象……身体障害者手帳の所持者のうち、歩行困難な者が使用する車両で、公安委員会が交付するステッカーを掲示しているもの

▼必要書類……車検証、印鑑、免許証、身体障害者手帳

▼手続方法……必要書類を揃え紫波警察署へ持参し、駐車禁止対象除外のステッカーの交付を受けてください。

▼注意事項……障がい等級・等級により審査がありますので、事前に警察署へ問合せをしてから手続きをしてください。

■住宅改造費の助成（紫波町高齢者及び障害者にやさしい住まいづくり推進事業）

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 在宅の障がい者や高齢者がいる世帯で、日常生活動作や介護動作の改善を目的とした住宅改修に必要な経費の一部を助成します。

なお、すでに着工したものは助成の対象外です（事前申請が必要です）。

- ▼対象……紫波町内に住所があり、次の①または②のいずれかに該当する方で、住宅改修が必要と認められた方が対象です。

- ① 要援護高齢者（介護保険の要介護・要支援の認定を受けた方）
- ② 身体障害者手帳（肢体不自由等）1～3級の方

- ▼補助基準……（1）原則、今ある建物の中での改造で、補助対象者が在宅生活を営むために必要であると認められる改修工事に限ります（補助決定前の着工は不可）。

- （2）平成13年度以前に新築された住宅に限ります（補助対象改修部分に係る若干の増築は可、賃貸住宅の場合は家主の同意が必要です）。

また、原則、対象世帯で1回のみ利用となりますが、介護状態が一定以上悪化した場合は再度対象となります。

- （3）町税等に滞納がある場合は利用できません。

- （4）下の表の所得額を超える場合は本事業による補助を受けることができません。

（単位：千円）

扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人	5人
本人	所得額	4,946	5,326	5,706	6,086	6,466	6,856
配偶者、 扶養義務者	所得額	6,637	6,886	7,099	7,312	7,525	7,738

- ▼対象工事……トイレ、浴室、玄関、台所、廊下、居室、階段、その他必要な箇所で、対象者の日常生活、介護の向上に必要と認められる改善工事

- ▼助 成 額……介護保険制度または日常生活用具の住宅改修枠（20万円）を優先させ、その額を超えて要した改造費の2/3以内とし、40万円を上限額とします。

- ▼必要書類……申請書、身体障害者手帳または介護保険証の写し、住宅改善カルテ、見積書、設計図面、施行前写真、課税証明書（本人、配偶者、扶養義務者）、その他必要と認める書類

- ▼手続方法……① 必要書類を揃え、着工前に健康福祉課へ申請してください。
- ② 健康福祉課で審査後、「指令書（交付決定通知）」を郵送します。
- ③ 指令書を受領後、改修工事着工 ※指令書が届くより前に着工した場合は助成対象外となります
- ④ 改修工事が完了したら、「工事完了報告書」に必要書類を添え健康福祉課に提出してください。
- ⑤ 健康福祉課で完了検査を行い、検査後2週間程度で助成金を交付します。

- ▼そ の 他……「介護保険住宅改修」、「居宅生活動作補助用具（日常生活用具）」のいずれかと合わせて利用可能ですので、計画がある場合は、事前に介護保険のケアマネジャーまたは障がい福祉サービスの担当課と工事時期、予算、規模、箇所について相談してください。



■酸素濃縮器使用助成

【手続き】 紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 在宅で酸素療法を行っている呼吸器に障がいがある方に対し、酸素濃縮器の使用に関する電気料金の一部を助成します。

▼対 象……紫波町内に住所があり在宅で在宅酸素療法を行っている方で、次の①～③のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 身体障害者手帳4級の交付を受けている方
- ② 特別児童扶養手当2級を支給されている者に養育されている障がい児
- ③ 障害基礎年金2級を支給されている方

▼助 成 額……1日あたりの吸入時間が12時間まで 月額 800円
// 12時間を超え24時間まで 月額 1,900円

▼必要書類……身体障害者手帳等、住民票、在宅酸素療法指示書の写し、印鑑、預金通帳等の写し（口座名義人、口座番号等の記載があるもの）

▼手 続 き……①認定手続き（上記必要書類を提出）→助成資格の有無決定
②請求手続き（請求書を提出）→請求書審査後助成額支給

▼そ の 他……助成対象期間は、毎年1月1日～12月31日まで。
（例）令和6年度に請求する場合、令和6年1月～令和6年12月が対象期間。

■訪問入浴支援サービス

【手続き】 紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 居宅等において入浴することが困難な重度身体障がい児者に対し、事業者が居宅を訪問して入浴サービスを提供します。

▼対 象……紫波町内に住所があり、居宅において常時介護を必要とする重度身体障がい児者であって、次の①～⑤のすべてに該当する方が対象です。

- ① 身体障害者手帳を有し、肢体不自由の程度が1級または2級に該当する方
- ② 外出や通所施設の利用が制限されていると認められる方
- ③ 自宅において入浴することが困難であると認められる方
- ④ ほかのサービスを利用して入浴することが困難であると認められる方
- ⑤ 医師が訪問入浴の利用が可能であると認めた方

▼利用回数……1週間につき2回まで

▼利用料金……1回あたり1,250円 ※本人の課税状況によって免除される場合があります。

▼必要書類……身体障害者手帳、サービス利用に係る主治医意見書、課税証明書、印鑑

▼そ の 他……実施事業者等の詳細については健康福祉課までお問合せください。

■日中一時支援事業

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●障がい児者へ日中の活動の場を提供し、一時的に見守り支援を行います。

▼対 象……紫波町内に住所があり、次の①～④のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ④ 児童福祉法第4条第2項に該当する児童（身体・知的・精神・難病のいずれかの障がいを有する児童）

▼費用負担……1割負担（本人の課税状況に応じて負担上限月額を設定）

▼必要書類……各種手帳の写し、課税証明書、印鑑

▼手続方法……① 必要書類を揃え、健康福祉課へ申請してください。
申請の際、利用される方の状況等について聞取りを行います。
② 健康福祉課で必要性を勘案し審査を行います。審査後、1週間程度で健康福祉課からご自宅へ「利用決定通知書」を郵送します。
③ 利用決定後、町へ登録している事業者と契約し、サービスの利用を開始します。

▼そ の 他……利用を希望される場合は、事前に健康福祉課までご相談ください。
また、事業所により実施しているサービスや対象年齢、対象障がいは様々ですので、登録事業者の詳細について知りたい方は、健康福祉課までお問合せください。

■紫波町医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

●在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るため、訪問看護ステーションに対し助成金を交付します。

▼対 象……紫波町内に住所があり、次の①～④のすべてに該当する児童の家族が対象です。

- ① 0歳～18歳に達する日以降の最初の3月31までの間にある方
- ② 在宅で同居の家族による介護を受けて生活している方
- ③ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としている方
- ④ 日常的に訪問看護による医療的ケアを受けている方

▼費用負担……利用者と訪問看護ステーションとの定めによる実費（交通費等）やキャンセル料等

▼手続方法……申請は訪問看護ステーションを通じて行います
①申請書、訪問看護指示書（写し）、各種手帳（写し）を健康福祉課へ提出
②健康福祉課で利用について勘案し審査を行った後、ご自宅へ「利用決定通知書」を郵送します。
③利用決定後、訪問看護ステーションのレスパイトを利用します。
④利用実績に基づき、訪問看護ステーションが健康福祉課に交付申請・実績報告を行います。
⑤交付決定後、訪問看護ステーションから町に助成金の請求を行います。

▼そ の 他……利用時間は、原則4時間以内／月です。

■意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者の派遣）

【手続き】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 日常生活を営むうえで手話通訳又は要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者又は要約筆記奉仕員を派遣します。

▼対象……紫波町内に住所があり、聴覚、言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の方

▼支援内容……次の①～③のような支援を必要とする場合に派遣を行います。

- ① 官公署、医療機関およびその他日常生活を営むうえで必要な機関等において、手続きやその他の行為をしようとする方
- ② 町内において聴覚障がい者団体が主催する会議、研修会等の行事に参加しようとする方
- ③ 上記のほか、町長が特に必要と認める方

※営利目的、政治的行為、宗教的な目的を有する場合等は対象外です。

▼派遣範囲……原則として、岩手県内

▼派遣費用……無料

▼必要書類……印鑑、身体障害者手帳（手帳を所持している方）

▼手続方法……① 派遣を希望される方は、希望日の1週間前までに健康福祉課へ申請してください。

② 健康福祉課で手話通訳者・要約筆記者の派遣調整を行い、当日派遣します。

▼そ の 他……手話通訳者・要約筆記者の都合によっては希望日に派遣できない場合もありますので、派遣希望日が予め決まっている場合は早めに健康福祉課までご相談ください。

■生活福祉資金の貸付

【問合先】紫波町社会福祉協議会（紫波町総合福祉センター） ☎672-3258

- 経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図るために、高齢者世帯、障がい者世帯、低所得世帯への生活資金の貸付を行っています。

▼対象……岩手県内に住所があり、次の（１）～（３）のいずれかに該当する世帯が対象です。

(1) 低所得者世帯

世帯の収入が一定基準以下の世帯（おおむね市町村民税非課税程度等）

(2) 障がい者世帯

- ①身体障がい者世帯（身体障害者手帳の交付を受けている者の属する世帯）
②知的障がい者世帯（療育手帳の 〃 ）
③精神障がい者世帯（精神障害者保健福祉手帳の 〃 ）

(3) 高齡者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯で、その世帯の所得が概ね生活保護基準の2.3倍程度以下の世帯

▼貸付内容……貸付資金の種類によって、貸付上限額、利子などの条件が異なりますので、詳しくは紫波町社会福祉協議会へ問合せください。

(障がい者世帯の借入ケース例) ※紹介している借入ケース例はごく一部です。

- ・住宅の増改築、補修等に必要経費
- ・障がい者用自動車の購入に必要な経費
- ・負傷または疾病の療養にかかる必要経費 等

■日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）

【問合先】紫波町社会福祉協議会 ☎672-3258

●ひとりでは日常生活の判断に不安がある方が地域で安心した生活を送れるように支援する事業です。

▼対 象……町内に住所があり、認知症、知的障がい、精神障がいなどのため日常生活の判断に不安がある方

▼支援内容……支援計画に基づき、次のような支援を行います。

- （１）福祉サービス等の利用契約の手続き、支払い等の援助
- （２）日常的な金銭管理
- （３）書類等の預かり

▼利用方法……① 利用者からの事前の相談と希望を確認した上で、専門員が支援計画を作成します。
② 支援計画が承諾されれば、利用契約を結び、生活支援員によるサービスの提供が開始となります。

▼利 用 料……契約後、支援計画によりサービスを受けたとき、1時間につき1,300円

■車いすの貸出し

【手続き】紫波町社会福祉協議会（紫波町総合福祉センター） ☎672-3258

●高齢や障がい、けがなどを理由に車いすが必要な方へ車いすの貸出しを行っています。

▼対 象……町内に住所があり、高齢や障がい、けがなどを理由に車いすが必要な方

▼貸出期間……3ヵ月以内

▼利 用 料……無料

▼そ の 他……貸出状況によっては、車いすの貸出しを受けることができない場合があります。
貸出しを希望する方は、事前に社会福祉協議会までお問合せください。

■町営住宅への入居（選考基準への反映）

【問合先】紫波町 都市計画課 建築住宅係 ☎672-2111

●町営住宅への入居者の選考の際、入居資格を有し、かつ入居者の選考基準に該当する身体障がい者世帯については、住宅困窮度が高いものとして扱われます。

この場合、身体障がい者の障がい程度や、家庭の状況など参考にして総合的な選考を行います。

▼対 象……身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者を含む世帯

▼そ の 他……町営住宅の詳細については都市計画課まで問合せください。
都市計画課 建築住宅係 電話 672-2111（内線 2140）

■選挙における投票

【問合せ先】紫波町選挙管理委員会（紫波町役場総務課） ☎672-2111

【投票所での投票】

● 点字による投票

視覚に障がいがある等の理由で、文字を書くことが難しい方は、点字で投票することができます。点字器は各投票所に用意してあります。

● 代理投票

利き手に障がいがある等の理由で、文字を書くことが難しい方は、申し出により係員が代筆します。投票所でお申し出ください。投票の秘密は固く守られます。

● その他

車椅子を必要とする方や介助が必要な方など、お困りごとがありましたら、投票所係員にお申し出ください

【自宅での投票】

● 郵便等による不在者投票

身体障害者手帳等をお持ちの選挙人において次のような障がいのある方または介護保険の被保険者証の要介護区分が次に該当する方は、郵便等による不在者投票ができます。障がいの程度について、複数の障がいを合わせて上位等級に認定されている方は単一の障がいでも該当する必要があります。郵便等による不在者投票には、選挙管理委員会が発行する郵便等投票証明書が必要になります。

▼対象 象……以下に該当する方

対象者	障がいの種別	障がいの程度
身体障害者手帳を所持している方	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級又は2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級又は3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～3級
戦傷病者手帳を所持している方	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証を所持している方	要介護状態区分	要介護5

▼郵便等投票証明書の発行申請方法……身体障害者手帳など障がいの程度が分かる書面を持って紫波町選挙管理委員会（紫波町役場総務課）で申請をしてください。

▼投票用紙の請求方法……投票日の4日前までに投票用紙の請求書に郵便等投票証明書を添えて紫波町選挙管理委員会（紫波町役場総務課）で申請してください。

▼そ の 他……上記に加えて上肢や視覚に一定の障がいがある方は、自宅等において郵便等による不在者投票をする場合に、申請により代理記載人が投票用紙に記載することができます。詳細については紫波町選挙管理委員会（紫波町役場総務課）へお問合せください。

■点字・録音図書の貸出し等（岩手県立視聴覚障がい者情報センター）

【問合先】岩手県立視聴覚障がい者情報センター

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目7-1 アイーナ4F

☎606-1743（代表）

FAX 606-1744(事務室)、606-1745(点字図書館部門)、606-1746(情報提供部門)

IPテレビ電話端末フレッツフォンから ☎050-5551-0886

●岩手県立視聴覚障がい者情報センターでは、点字・録音図書や字幕（手話）入りビデオ等の貸出のほか、各種情報提供と通訳者・ボランティア等の人材養成、育成、派遣、あっせんを行い、視聴覚障がい者の情報収集や交流の拠点となる活動を行っています。

▼対象……次の①、②のいずれかに該当する方が利用できます。

- ① 視覚及び、聴覚の障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方とその家族
- ② 視覚及び聴覚障がい者関係の団体、学校、施設の関係者

▼館内施設……点字・録音図書閲覧室、点訳・パソコン研修室、ボランティアルーム、映写室、対面朗読室、ビデオ貸出理容室、研修室、団体活動室

▼開館時間……午前9時から午後8時まで（研修室は午後9時まで）

▼休館日……毎月末日（土日にあたる日は金曜日）、年末年始（12/28～1/3）

■NTT電話番号無料案内サービス（ふれあい案内）

【問合先】NTT東日本「ふれあい」担当

フリーダイヤル（全国共通） ☎0120-104-174

●NTT東日本では、電話帳のご利用が困難な方のためにNTTの電話番号案内を無料で提供しています。ご利用には、事前に登録が必要です。

▼対象……次の①～④のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 視覚障がい1級から6級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1級または2級の身体障害者手帳をお持ちの方
- ③ 療育手帳をお持ちの方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

▼申込み先……手帳を持参の上、お近くのNTT東日本の窓口に来店いただくか、上記フリーダイヤルへお問合せください。

▼利用方法……登録後、104電話番号案内サービスをご利用の場合は、「ふれあい案内」とお申し出の上、あらかじめNTTに届け出た電話番号と暗証番号をNTTオペレータにお申し出ください。

■ファックス110番・メール110番

【問合先】岩手県警察本部 通信指令課

☎653-0110

- 耳が聞こえない方や言葉が話せない方が事件や事故に遭ったときの警察への緊急通報手段として、「ファックス110番」「メール110番」を利用できます。

▼対 象……聴覚障がいがある方、言語障がいがある方

▼利用方法……「何があったのか」、「どこで」、「いつごろ」、「相手（犯人）は」、「現在の状況」、「自分の住所・氏名・連絡先」など必要事項を記入し、ファックスまたはメールにて送信してください。（ファックスの場合は身近にある用紙に記入してください。）

▼ファックス番号……019 - 623 - 0110

▼メールアドレス……非公表（いたずら目的防止のため）

※対象者で今後の利用を希望する場合は、岩手県警察 通信指令課に問合せください。

▼そ の 他……スマートフォンをお持ちの方は、「110番アプリ」をインストールすることで、アプリから同様の緊急通報手段としてご利用いただけます。

■福祉声のおたより（声の広報）

【問合先】紫波町社会福祉協議会（紫波町総合福祉センター）

☎672-3258

- 視覚に障がいがあり、町の広報を読むことができない方等にCDによる声の広報を届けています。

▼対 象……視覚障がいがある方

▼利用方法……① 役場健康福祉課または紫波町社会福祉協議会に連絡し、利用登録を行ってください。
② 月1回、CDに録音した声の広報が、紫波町社会福祉協議会から自宅へ郵送されます。
③ 聞き終わりましたら次回再利用しますので、紫波町社会福祉協議会へ返却してください（送料は無料です）。

▼録音内容……紫波ネット、紫波町議会だより、しわ社協だより、教振だより など

■視覚障がい者用はがき（くぼみ入り）の発売

【問合先】最寄りの郵便局へ

- 郵便局では、目の不自由な方に、上下・表裏を容易に区別いただけるよう表面左下に半円のくぼみが入ったはがき（値段は同じ）が発売されています。

▼対 象……視覚障がいがある方

▼購入方法……最寄りの郵便局でお買い求めいただけます。

■はがきの無料配布（青い鳥郵便はがき）

【問合先】最寄りの郵便局へ

- 重度の身体障がいの方及び重度の知的障がいの方で、それぞれ配布をご希望された方に、青い鳥がデザインされたオリジナル封筒に通常郵便はがき（20枚）が入った「青い鳥郵便はがき」が、無料で配布されています。

▼対 象……次の①、②のいずれかに該当する方が対象です。

- ① 身体障害者手帳 1 級、2 級の方
- ② 療育手帳Aの方

▼受付期間……4月3日から 5月31日まで ※令和5年度の実施期間です。

▼配布はがき……（1）通常郵便はがき（無地、インクジェット紙またはくぼみ入り）
（2）通常郵便はがき・胡蝶蘭（無地またはインクジェット紙）

▼配布枚数……1 人につき、上記（1）又は（2）のいずれか1種類（20枚）

▼申出方法……最寄りの郵便局の窓口对身体障害者手帳または療育手帳を提示し、申込用紙に必要な事項を記入のうえ、提出してください（代理人による申込みも可）。
また、郵送による申出方法もありますので、詳しくは最寄りの郵便局へお問合せください。

■ヘルプマークの配布

【問合先】紫波町 健康福祉課 福祉係 ☎672-2111

- 義足や人工関節を使用している方、聴覚・内部障がいや難病の方、精神疾患・知的障がいがある方など、外見ではわかりづらくても援助や配慮を必要としている方に、ヘルプマークを配布しています。

▼対 象……義足や人工関節を使用している方、聴覚・内部障がいや難病の方、
精神疾患・知的障がいのある方、妊娠初期の方など、
援助や配慮を必要としている方

▼配布個数……1 人につき 1 個まで

▼配布場所……紫波町役場 1 階 健康福祉課 福祉係

▼費 用……無料（配布の際に簡単なアンケートにご協力いただきます）

